

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、大分大学工学部（以下「本学部」という。）の教育課程その他必要な事項を定める。

(学部の目的)

第2条 世界に通用する科学技術を創造し、もって地域に貢献するとともに、個性豊かで創造性あふれる人材を養成することを目的とする。

(学科の目的)

第3条 本学部に設置する学科の名称及び目的は次のとおりとする。

(1) 機械・エネルギーシステム工学科

機械に関する基礎技術と利用技術、メカトロニクス、ロボティクスなどの制御の分野、新エネルギー、エネルギーの有効利用に関する技術開発及び利用技術に重点を置く、機械工学・電気工学の総合的な知識を有する創造性豊かな人材を養成することを目的とする。

(2) 電気電子工学科

電気電子工学に関連した教育・研究を通じて、人類福祉に貢献することができる技術者・研究者を育成することを目的とする。

(3) 知能情報システム工学科

情報科学の新たな分野を開拓するとともに、IT（情報技術）革命により到来する高度情報社会のあらゆる分野において、「情報化・システム化・知能化」を主導できる国際的に通用する人材を養成することを目的とする。

(4) 応用化学科

化学技術によって人類福祉に貢献することができる技術者・研究者を育成することを目的とする。

(5) 福祉環境工学科

建築コース

地球環境保全を見据え、豊かな人間居住空間を創造するために、建築分野における学術・技術の持続的発展と有為な人材の育成を指向し、もって人類の福祉と地域の発展に寄与することを目的とする。

メカトロニクスコース

高齢者や障がい者などの社会的弱者を含むすべての人が、等しく安全で快適な社会生活を送るために、メカトロニクス技術やロボット工学などの更なる進展が必要とされている。これら分野における研究・技術開発、研究者及び技術者の育成を行うことを目的とする。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目により編成し、その科目区分、授業科目の名称及び開設単位数は、別に定める。

2 教育上必要があるときは、教授会の議を経て、授業科目及び開設単位数を変更することができる。

(卒業の要件)

第5条 本学部卒業の要件は、本学部の定めるところにより、教養教育科目、専門基礎科目及び

専門教育科目に係る所定の単位を修得しなければならない。

(履修方法及び手続き)

第6条 学生は、本学部の定めるところにより授業科目を履修し、履修方法及び手続きは、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第7条 1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部学生の授業科目の履修)

第8条 他学部の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部の学生の履修に支障をきたさないと当該授業科目の担当教員が認めた場合に許可するものとする。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位数については、別に定める。

(成績評価基準等の明示)

第10条 成績評価基準等については、本学部の定めるところにより、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(成績評価等)

第11条 授業科目の成績評価は、当該授業の担当教員が行い、成績評価の評語等については、別に定める。

2 授業科目の担当教員は、単位取得又は授業科目履修の認定に係る試験及びその他の審査の成績評価表を、原則として次に定める期間内に提出するものとする。

(1) 定期試験等については、試験終了後1週間以内

(2) 追試験及び再試験については、試験終了後3日以内

(3) その他の審査については、審査終了後10日以内

3 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項の成績評価に関し、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。

5 疑義の申し出があった場合の取扱いは、別に定める。

(単位修得の認定)

第12条 履修した授業科目の単位修得等の認定に係る試験及びその他の審査に合格した者には、当該授業担当教員が単位修得等の認定を行う。

(教育課程の修了の認定)

第13条 本学部に所定の修業年限以上在学し、第5条の定めるところによる卒業要件単位数以上を修得した者については、教授会の議を経て、教育課程の修了を認定する。

(他学部の授業科目の履修)

第14条 本学部の学生が他学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学部において、教育上有益と認めるときは、学則第25条の規定に基づき、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修

を、本学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 学則第26条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、別に定める。

(修業年限の通算)

第17条 学則第15条の規定により、本学部の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学部に入学者の場合において、教授会の議を経て、単位数に応じて相当期間を修業年限に通算することができる。

(第3年次編入学)

第18条 第3年次に編入学を志願する者の選考の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項により入学を許可された者の既履修した授業科目及び単位数の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学士入学、編入学及び転入学)

第19条 学士入学、編入学及び転入学については、別に定める。

(再入学)

第20条 退学した者(学則第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、退学又は除籍の日の前日に属する学科に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項により入学を許可された者の既修得単位の認定及び就学すべき年数並びに在学年限について必要な事項は別に定める。

(転学部及び転学科等)

第21条 転学部及び転学科等については、別に定める。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て別に定める。

附 則 (平成21年工学部規程第5号)

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則 (平成25年工学部規程第3号)

この規程は、平成25年7月3日から施行する。